

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立第五小学校
校長名 西村 実 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神を培い、一人ひとりの個性や能力を伸ばし、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな育成をめざし、次のように児童像を定める。

- ア 「健康で 明るい子」
- ◎イ 「自ら学び 考えを深める子」
- ウ 「思いやりをもち 助け合う子」

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 確かな学力の育成

- ① 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、主体的に学習を調整する児童を育む。
- ② 家庭や地域と連携した教育活動を推進し、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図る。

イ 豊かな心の育成

- ① 児童が所属感・存在感・充実感を味わい、自分を大切にし、他者を思いやる心を育成する。

ウ 健やかな体の育成

- ① 基本的な生活習慣の徹底を図るとともに、運動の日常化を推進することで心身ともに健やかな児童を育成する。

エ 不登校児童への支援

- ① 保護者及び関係諸機関と連携しながら、児童一人ひとりの実態や支援ニーズに合わせた柔軟な支援を継続的に行う。

オ いじめの防止等の取組

- ① 八王子市いじめ総合対策を踏まえ、学校いじめ対策委員会を中心とした組織的な対応を行う。保護者及び関係諸機関と連携した、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図る。

カ 特別支援教育の充実

- ① 校内委員会を中心に児童一人ひとりの特性を的確に捉え、保護者及び関係諸機関と連携しながら教育的ニーズを把握し、誰一人取り残さない教育活動や個々の児童に適した支援を推進する。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【第七中学校グループ（第五小、第七小、山田小）】

- ① 第七中学校グループとしての共通目標（義務教育修了段階において育成すべき生徒像）を「知（確かな学力）・徳（豊かな心）・体（健やかな体）の調和のとれた児童・生徒」とし、「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、「自己実現に向けて、主体的に学び・考え・行動できる生徒」である。

そのために、第七小、山田小、第七中と児童・生徒の小中合同・一体化を一層具現化する。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科（外国語活動を含む）

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向け校内研究やO J T研修にて教員の授業力を向上し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るための授業づくりを推進する。
- ② 各種学力調査等の結果を踏まえ児童の定着状況を分析し、児童の課題に応じた補充指導を行うとともに、はちおうじっ子ミニマムを活用した基礎的・基本的な学力を身に付けさせる。
- ③ 各教科の1単位時間の学習めあてを明確にし、1人1台の学習用端末の活用、習熟度別の学習形態の工夫、体験活動の充実を図り、思考力、判断力、表現力、言語能力等の向上を図る。
- ④ 高学年においては教科担任制を導入し、専門性の高い教科指導による個別最適な学びを実現するための授業改善に努め、中学校への円滑な接続を図る。
- ⑤ 外国語科及び外国語活動では、デジタル教科用図書や外国語指導助手（A L T）を活用した言語活動を通してコミュニケーション能力の素地を養う。
- ⑥ 心身ともに健康な身体を育むために、体力調査の結果を分析し、育成に必要な領域を取り入れる。日常的に体力向上へつながる年間活動を計画し、関係諸機関と連携した授業も行う。
- ⑦ 「読書のまち八王子」を推進するために、全学級が学校図書館を活用した学習活動を行うとともに、学校司書やボランティアを活用した読書活動の充実を図る。
- ⑧ 第七中学校グループとして、情報活用能力系統表（I C T活用技能編）を活用し、発達段階や目的に応じた必要な能力を養う。

イ 総合的な学習の時間

- ① 地域の人材、身近な自然や施設を活用した体験的で協働的な学習を通して、身近な課題に興味をもち、課題解決のための活用能力、探求力を育成し、児童が主体的に学ぶ意欲を高める。
- ② 郷土学習の取組として、伝統文化の体験学習（お囃子、車人形、華道、茶道）を地域の方や関係諸機関と連携して実施する。
- ③ 八王子市や日本の自然・伝統・文化に関する学習を通して、自然や地域の素晴らしさや支える人々のよさに気付かせることで地域への愛着心を養う。

ウ 特別活動

- ① 異学年交流としての縦割り活動を充実させ、上学年児童には模範を示す態度、下学年児童には規範意識を身に付けさせるとともに、温かな人間関係を築くための取組を実施する。
- ② 当番活動や係活動等の学級活動を通して、よりよい人間関係の形成、自己肯定感、社会性を育む。
- ③ 委員会活動やクラブ活動では、諸問題の解決や個性の伸長を図るための自主的、実践的な活動を充実させる。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 「特別の教科 道徳」の授業では、道徳教育全体計画及び別葉を基にした年間指導計画に沿って、「節度、節制」「親切、思いやり」「友情、信頼」「生命の尊さ」「規則の尊重」を重点項目とし、児童が自ら考え、議論する道徳を全学級で行う。
- ② 学校公開や道徳授業地区公開講座等で全学級の授業を公開することで、道徳教育への理解を広げ、保護者、地域の方と連携を深めながら児童の道徳性を育てる。
- ③ 関係諸機関と連携したメディアリテラシー教育を推進し、他者理解や他者を思いやる心を育てる。

(3) キャリア教育

- ① 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、学期始めや終わり、各行事において目標を立てたり、振り返りを記録したりして、自分自身の成長を見つめ直すことができるようにする。中学校へ進学の際には確実な引継ぎを行う。
- ② 第七中学校や地域と連携した学習活動を通して、中学校生活について知ったり、職業観を養ったりして、進路や将来について考える場を設定する。

(4) 特別支援教育

- ① 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を充実させ、学校生活支援シートや個別指導計画を活用しながら児童の特性等を把握し、一人ひとりの教育的ニーズに合わせた支援を推進する。
- ② 特別支援教育研修による教職員の理解や授業力の向上を図るとともに、学習上の困難さを改善、克服するために1人1台の学習用端末を全ての教科等で活用し、支援を行う。
- ③ 都立八王子東特別支援学校との連携として、学校便り等の交換を行っていく。また、特別支援学級と通常の学級に在籍する児童の交流として、児童の実態や支援ニーズに応じて給食や学校行事、特別活動等での交流及び協働学習を計画、実践し、共生の心を育む。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 「挨拶・返事・後始末」を重点とし、基本的な生活習慣を身に付けさせる。具体的な行動目標については全校朝会等で生活目標を示し、統一した指導のもと児童の意識を高める。
- ② 安全指導や避難訓練、地域の方と合同の防災訓練、不審者対応訓練、セーフティ教室、交通安全教室等を通して、自らが危険を予測・回避できる力を育む安全教育を推進する。
- ③ 『生命（いのち）の安全教育』を基に、家庭や地域の方、関係機関と連携しながら自他を大切にすることを育て、安心安全に生活できる環境を整える。

イ いじめの防止等の取組

- ① いじめ防止研修において教職員のいじめに対する理解を深めるとともに、毎週1回実施する学校いじめ対策委員会で、児童の状況や対策について全教職員で共通理解をし、いじめの未然防止、解消に向けて組織的な対応をする。
- ② 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」を6月に設定し、校長講話、児童との面談、自他を思いやる心を育てるための道徳授業を全学級で実施する。

ウ 不登校児童への支援等

- ① 別室を設置し、関係諸機関との連携を図りながら児童の実態や支援ニーズに合わせた支援や不登校総合対策「つながるプラン」を推進し、社会的自立に向けた支援の充実を図る。
- ② 個票システムを活用して情報をまとめ、登校支援コーディネーターを核とした全教職員による組織的な対応を推進する。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組（第七中学校グループ）

- （取組1）体育祭での小学校第6学年の参加、小・中合同あいさつ運動、合唱コンクールでの小学校第6学年招待などを実施する。
- （取組2）学力定着プロジェクトチームで、市の学力定着度調査やはちおうじっ子ミニマムを分析し、課題を明確にし、その課題解決に向けてドリル型学習コンテンツを活用するなど、基礎的・基本的な学習内容の定着に向けた取組を企画立案・実施する。
- （取組3）小中一貫教育の日における小学校の授業参観と分科会、中学校入学にあたっての各担当者による小学校への入学前の情報共有などにより、グループ内の生活指導等の諸情報を共有する。
- （取組4）地域と合同で行う活動として、年3回地域クリーン活動や花いっぱい運動、地域の行事への小、中学生の積極的な参加を促す。また、小・中合同あいさつ運動週間などを地域の方と連携して行う。

イ 学力向上の取組

- ① 朝学習の時間に、「五小スタディタイム」を設定し、1人1台の学習用端末によるドリル型学習コンテンツを活用した国語科と算数科の基礎的・基本的な学習内容の定着を図る。
- ② 地域の方と連携した放課後補習教室（3～6年生）を実施し、基礎的な計算力の向上を図る。

ウ その他

- ① 第五小学校2020レガシーの取組として、アクティブタイムを設定し、スポーツへの興味関心や技能を高めていく。
- ② 保幼小連携の推進として、「保幼小連携の日」を設定し、互いの授業や保育を参観し情報共有を図ることで小学校へのスムーズな接続を促す。
- ③ 養護教諭、栄養士、食育リーダーを中心に健康教育や食育指導を行い、生活や健康について自らが見直しや改善をすることができる児童を育む。
- ④ 地域活動の参加を積極的に促し、その活動を見取り、評価する。

第1号の4表の1

学校名 八王子市立第五小学校

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
1	16	20	21	16	0	20	22	18	19	16	18	16	202
2	17	20	21	16	0	20	22	18	19	16	18	16	203
3	17	20	21	16	0	20	22	18	19	16	18	16	203
4	17	20	21	16	0	20	22	18	19	16	18	16	203
5	17	20	21	16	0	20	22	18	19	16	18	17	204
6	17	20	21	16	3	20	22	18	19	16	18	16	206
備考	・第6学年は8月24・25・26日が移動教室（授業日）のため、3日増とする。 ・第1学年から第4学年は3月24日の卒業式、第6学年は3月25日の修了式に出席しないため、1日減とする。 ・夏季休業日を7月24日(木)から8月31日(日)とする。 ・都民の日の10月1日(水)を授業日とする。 ・第1学年は4月7日(月)の始業式に参加しないため、1日減とする。 ・開校記念日の9月8日(月)を授業日とする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

領域		1	2	3	4	5	6
各教科	国 語	306	315	245	245	175	175
	社 会			70	90	100	105
	算 数	136	175	175	175	175	175
	理 科			90	105	105	105
	生 活	102	105				
	音 楽	68	70	60	60	50	50
	図画工作	68	70	60	60	50	50
	家 庭					60	55
	体 育	102	105	105	105	90	90
	外国語					70	70
	小計	782	840	805	840	875	875
特別の教科 道徳		34	35	35	35	35	35
外国語活動				35	35		
総合的な学習の時間				70(5)	70(5)	70(5)	70(5)
特別活動(学級活動)		34	35	35	35	35	35
総 計		850	910	980(5)	1015(5)	1015(5)	1015(5)

備 考

ア その他の授業時数

学年		1	2	3	4	5	6
区分							
児童会活動	児童会集会活動	5	5	5	5	5	5
	委員会活動					11	11
クラブ活動					16	16	16
学校行事		37 2/3	43 1/3	43 1/3	40 1/3	57 2/3	75 2/3
学級・学年の裁量の時間		13	5	5	5	5	5

イ 1単位時間

- ・1単位時間は、45分とする。
- ・クラブ活動の1単位時間は、60分とする。（4年12回、5年12回、6年12回）

ウ 授業時数の確保に関する手だて

- ・「短い時間を活用した教科等指導」を全学年（国語科）で実施する。
 第1学年 毎週火曜日 1回15分 計33回 11時間分行う。
 第2学年 毎週火曜日 1回15分 計33回 11時間分行う。
 第3学年 毎週火曜日 1回15分 計33回 11時間分行う。
 第4学年 毎週火曜日 1回15分 計33回 11時間分行う。
 第5学年 毎週火曜日 1回15分 計33回 11時間分行う。
 第6学年 毎週火曜日 1回15分 計33回 11時間分行う。
- ・引き渡し訓練の6月4日（水）に全学年5時間授業を実施する。（1時間増）
- ・第3学年は理科科学の10月17日（金）に6時間授業を実施する。（1時間増）
- ・第5・6学年はセーフティ教室の12月3日（水）に5時間授業を実施する。（1時間増）
- ・第3学年はクラブ活動見学の1月26日（月）に6時間授業を実施する。（1時間増）
- ・第6学年はこころの劇場の6月11日（水）に6時間授業を実施する。（2時間増）

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

- ・第3学年は「桑都八王子のひみつをさがろう」を5時間分実施する。
- ・第4学年は「地域について調べよう」を5時間分実施する。
- ・第5学年は「八王子と高遠の自然について調べよう」を5時間分実施する。
- ・第6学年は「八王子と日光を調べよう」を5時間分実施する。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・学力向上のための朝学習を水曜日に15分間25回実施する。
- ・第3学年以上を対象とした放課後補習を木曜日に30分間25回実施する。
- ・読み聞かせを毎月1回朝15分間10回実施する。
- ・第1・2学年は、毎週1回放課後補習を設ける。
- ・朝読書を読書月間【7月・2月】の朝15分間6回実施する。
- ・体力向上のための「アクティブタイム」を月に1回20分間10回実施する。

カ その他

4 学校行事

月 曜 日	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事
1	火		木		日		火		金		月	始業式
2	水		金	安全指導	月	安全指導	水		土		火	
3	木		土	憲法記念日	火		木		日		水	
4	金		日	みどりの日	水	避難訓練（地域）	金		月		木	
5	土	春季休業日終	月	こどもの日	木		土		火		金	安全指導
6	日		火	振替休日	金		日		水		土	
7	月	始業式	水		土		月	避難訓練	木		日	
8	火	入学式	木		日		火		金		月	開校記念日
9	水		金	遠足(2)	月		水		土		火	
10	木	定期健康診断始	土		火		木		日		水	避難訓練
11	金	安全指導	日		水		金		月	山の日	木	
12	土		月		木	移動教室(5)始	土		火		金	
13	日		火		金	移動教室(5)終	日		水		土	学校公開
14	月		水	八王子市学力定着度調査(4・5・6)	土		月		木		日	
15	火		木		日		火		金		月	敬老の日
16	水		金		月	水泳指導始	水		土		火	振替休業日
17	木	全国学力調査(6)	土	学校公開 避難訓練(地域)	火		木		日		水	
18	金		日		水		金		月		木	
19	土		月	振替休業日	木		土		火		金	
20	日		火		金		日		水		土	
21	月	避難訓練	水		土		月	海の日	木		日	
22	火		木		日		火		金		月	
23	水		金		月	いのちの日	水	水泳指導終 終業式	土		火	秋分の日
24	木		土		火		木	夏季休業日始	日	移動教室(6)始	水	
25	金		日		水	小中一貫教育の日	金		月		木	
26	土		月		木		土		火	移動教室(6)終	金	
27	日		火		金	定期健康診断終	日		水		土	
28	月		水		土		月		木		日	
29	火	昭和の日	木		日		火		金	保幼小連携の日	月	
30	水		金		月	安全指導	水		土		火	
31	／		土		／		木		日	夏季休業日終	／	

月 曜 日	10	11	12	1	2	3
曜 日	曜	行 事	曜	行 事	曜	行 事
1	水	都民の日	土	東京都教育の日	月	
2	木		日		火	
3	金	安全指導	月	文化の日	水	セーフティ教室(5・6) 薬物乱用防止教室(6)
4	土		火		木	セーフティ教室(1・2)
5	日		水		金	安全指導
6	月		木		土	
7	火		金		日	
8	水	小中一貫教育の日	土		月	
9	木		日		火	セーフティ教室(3・4)
10	金		月		水	八王子市学力定着度調査(4・5・6)
11	土	運動会	火		木	避難訓練
12	日		水		金	
13	月	スポーツの日	木	避難訓練	土	
14	火	振替休業日	金		日	
15	水		土		月	
16	木		日		火	
17	金		月		水	
18	土		火		木	
19	日		水		金	
20	月		木		土	
21	火		金		日	
22	水		土	90周年式典	月	
23	木		日	勤労感謝の日	火	
24	金	避難訓練	月	振替休日	水	
25	土		火	振替休業日	木	終業式
26	日		水		金	冬季休業日始
27	月		木		土	
28	火		金		日	
29	水		土		月	
30	木		日		火	
31	金	遠足(1) 安全指導	／		水	